

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第26号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

| | |
|---------------|---|
| 件 名 | 堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について |
| 提 案 理 由 | 教職員の懲戒処分に関する基準について見直すこととし、所要の改正を行うものである。 |
| 議案（報告）の概要又は要旨 | 1 改正の内容 (1) 懲戒処分にあたり考慮すべき事項に、故意又は重大な過失による報告懈怠を規定上明確にするもの。 (2) 体罰に係る標準的な懲戒処分の種類について、事案に応じた量定を規定上明確にするもの。 (3) 不適切な言動に対する懲戒処分の基準を追加するもの。 2 施行期日 公布の日から施行するもの。 |
| 備 考 | |
| 議決後必要となる取組 | この案件は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ） |

議案第26号

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部改正について

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

令和6年7月18日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「したとき」の次に「、故意又は重大な過失により報告を怠ったとき」を加える。

別表第32項中「児童又は生徒に体罰」を「幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）に体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動」に改め、別表中第89項を第91項とし、第37項から第88項までを2項ずつ繰り下げ、同表第36項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第38項とし、同表第35項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第37項とし、同表第34項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第36項とし、同表第33項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第35項とし、同表第32項の次に次のように加える。

| | | |
|----|---|-----------|
| 33 | 前項の場合において、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせること。 | 免職又は停職 |
| 34 | 児童等に常習的に又は態様が特に悪質な体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動をすること。 | 免職、停職又は減給 |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、施行日以後の行為に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する処分（以下単に「処分」という。）について適用し、施行日前の行為に係る処分については、なお従前の例による。

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（情状等による加重及び軽減）</p> <p>第5条 教職員に懲戒処分をする場合において、当該教職員がした行為が複数の非違行為に該当するとき、当該教職員が虚偽の報告をしたときその他処分を加重すべき事情があるときは、第2条及び第3条の規定による懲戒処分より重い懲戒処分をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（情状等による加重及び軽減）</p> <p>第5条 教職員に懲戒処分をする場合において、当該教職員がした行為が複数の非違行為に該当するとき、当該教職員が虚偽の報告をしたとき、<u>故意又は重大な過失により報告を怠ったとき</u>その他処分を加重すべき事情があるときは、第2条及び第3条の規定による懲戒処分より重い懲戒処分をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> |

別表（第2条、第3条関係）

| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
|----------|---|-------------|
| 1～31 (略) | | |
| 32 | 児童又は生徒に体罰をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 【追加】 | | |
| 【追加】 | | |
| 33 | 児童又は生徒にわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| 34 | 児童又は生徒にわいせつな言動をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 35 | 児童又は生徒にわいせつな言動を繰り返すこと。 | 免職 |
| 36 | 第34項の場合において、児童又は生徒を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 免職 |
| 37 | 故意又は重大な過失により、適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。 | 停職、減給又は戒告 |

別表（第2条、第3条関係）

| 項 | 非違行為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
|----------|--|-------------|
| 1～31 (略) | | |
| 32 | 幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）に体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 33 | 前項の場合において、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせること。 | 免職又は停職 |
| 34 | 児童等に常習的に又は態様が特に悪質な体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動をすること。 | 免職、停職又は減給 |
| 35 | 児童等にわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| 36 | 児童等にわいせつな言動をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 37 | 児童等にわいせつな言動を繰り返すこと。 | 免職 |
| 38 | 第36項の場合において、児童等を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 免職 |
| 39 | 故意又は重大な過失により、適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。 | 停職、減給又は戒告 |

| | | | | | |
|----|--|-----------|----|--|-----------|
| 38 | 前項の場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせること。 | 免職又は停職 | 40 | 前項の場合において、公務の運営に重大な支障を生じさせること。 | 免職又は停職 |
| 39 | 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄すること。 | 免職又は停職 | 41 | 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄すること。 | 免職又は停職 |
| 40 | 決裁文書を改ざんすること。 | 免職又は停職 | 42 | 決裁文書を改ざんすること。 | 免職又は停職 |
| 41 | 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせること。 | 停職、減給又は戒告 | 43 | 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 42 | 公金又は公物を横領すること。 | 免職 | 44 | 公金又は公物を横領すること。 | 免職 |
| 43 | 公金又は公物を窃取すること。 | 免職 | 45 | 公金又は公物を窃取すること。 | 免職 |
| 44 | 人を欺いて公金又は公物を交付させること。 | 免職 | 46 | 人を欺いて公金又は公物を交付させること。 | 免職 |
| 45 | 公金又は公物を紛失すること。 | 減給又は戒告 | 47 | 公金又は公物を紛失すること。 | 減給又は戒告 |
| 46 | 重大な過失により、公金又は公物の盗難に遭うこと。 | 減給又は戒告 | 48 | 重大な過失により、公金又は公物の盗難に遭うこと。 | 減給又は戒告 |
| 47 | 職務上故意に公物を損壊すること。 | 停職又は減給 | 49 | 職務上故意に公物を損壊すること。 | 停職又は減給 |
| 48 | 職務上過失により公物の出火を引き起こすこと。 | 減給又は戒告 | 50 | 職務上過失により公物の出火を引き起こすこと。 | 減給又は戒告 |
| 49 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給すること及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をする等により諸給与を不正に受給すること。 | 停職又は減給 | 51 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給すること及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をする等により諸給与を不正に受給すること。 | 停職又は減給 |

| | | |
|-----|--|-----------|
| | と。 | |
| 5 0 | 故意に公金等の不適正な会計処理を行い、現金等を捻出すること。 | 免職又は停職 |
| 5 1 | 故意に公金等の不適正な会計処理を行い、公金又は公物を本来使用すべき目的又は用途以外の業務に使用すること。 | 停職又は減給 |
| 5 2 | 自己保管中の公金又は公物に関し、不適正な処理若しくは管理又は虚偽の報告をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 5 3 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。 | 減給又は戒告 |
| 5 4 | 本市の保有する電子データを不正に漏えいさせ、損壊し、又は改ざんすること。 | 免職、停職又は減給 |
| 5 5 | 放火をすること。 | 免職 |
| 5 6 | 人を殺すこと。 | 免職 |
| 5 7 | 人の身体を傷害すること。 | 免職、停職又は減給 |
| 5 8 | 暴行を加え、又はけんかをすること（人の身体を傷害するに至らなかった場合に限る。）。 | 減給又は戒告 |
| 5 9 | 故意に他人の物を損壊すること。 | 減給又は戒告 |

| | | |
|-----|--|-----------|
| | と。 | |
| 5 2 | 故意に公金等の不適正な会計処理を行い、現金等を捻出すること。 | 免職又は停職 |
| 5 3 | 故意に公金等の不適正な会計処理を行い、公金又は公物を本来使用すべき目的又は用途以外の業務に使用すること。 | 停職又は減給 |
| 5 4 | 自己保管中の公金又は公物に関し、不適正な処理若しくは管理又は虚偽の報告をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 5 5 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。 | 減給又は戒告 |
| 5 6 | 本市の保有する電子データを不正に漏えいさせ、損壊し、又は改ざんすること。 | 免職、停職又は減給 |
| 5 7 | 放火をすること。 | 免職 |
| 5 8 | 人を殺すこと。 | 免職 |
| 5 9 | 人の身体を傷害すること。 | 免職、停職又は減給 |
| 6 0 | 暴行を加え、又はけんかをすること（人の身体を傷害するに至らなかった場合に限る。）。 | 減給又は戒告 |
| 6 1 | 故意に他人の物を損壊すること。 | 減給又は戒告 |

| | | | | | |
|-----|--|-----------|-----|--|-----------|
| 6 0 | 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領すること。 | 免職又は停職 | 6 2 | 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領すること。 | 免職又は停職 |
| 6 1 | 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領すること。 | 停職、減給又は戒告 | 6 3 | 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領すること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 6 2 | 他人の財物を窃取すること。 | 免職又は停職 | 6 4 | 他人の財物を窃取すること。 | 免職又は停職 |
| 6 3 | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。 | 免職 | 6 5 | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。 | 免職 |
| 6 4 | 人を欺いて、又は恐喝して財物を交付させること。 | 免職又は停職 | 6 6 | 人を欺いて、又は恐喝して財物を交付させること。 | 免職又は停職 |
| 6 5 | 賭博をすること。 | 停職、減給又は戒告 | 6 7 | 賭博をすること。 | 停職、減給又は戒告 |
| 6 6 | 常習的に賭博をすること。 | 免職又は停職 | 6 8 | 常習的に賭博をすること。 | 免職又は停職 |
| 6 7 | 麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用すること。 | 免職 | 6 9 | 麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用すること。 | 免職 |
| 6 8 | 酩酊して、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な言動又は乱暴な言動をすること。 | 減給又は戒告 | 7 0 | 酩酊して、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な言動又は乱暴な言動をすること。 | 減給又は戒告 |
| 6 9 | 不同意わいせつ、不同意性交等のわいせつな行為をすること。 | 免職 | 7 1 | 不同意わいせつ、不同意性交等のわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| 7 0 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与するこ | 免職 | 7 2 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与するこ | 免職 |

| | | | | | | |
|------------|---|-----------|--|---------------|---|-----------|
| | とを約束して淫行すること。 | | | とを約束して淫行すること。 | | |
| <u>7 1</u> | 公共の場所又は乗物において、痴漢行為、盗撮等を行うこと。 | 免職又は停職 | | <u>7 3</u> | 公共の場所又は乗物において、痴漢行為、盗撮等を行うこと。 | 免職又は停職 |
| <u>7 2</u> | 常習的に前項に規定する行為を行うこと。 | 免職 | | <u>7 4</u> | 常習的に前項に規定する行為を行うこと。 | 免職 |
| <u>7 3</u> | ストーカー行為を行うこと。 | 免職、停職又は減給 | | <u>7 5</u> | ストーカー行為を行うこと。 | 免職、停職又は減給 |
| <u>7 4</u> | 法律、条例等に違反して、わいせつ物の頒布又は陳列、のぞきその他のわいせつな行為を行うこと。 | 免職、停職又は減給 | | <u>7 6</u> | 法律、条例等に違反して、わいせつ物の頒布又は陳列、のぞきその他のわいせつな行為を行うこと。 | 免職、停職又は減給 |
| <u>7 5</u> | 国税、地方税その他国又は地方公共団体に対し納付義務が課されている徴収金等を滞納し、再三の督促等にもかかわらず納付しないこと。 | 停職、減給又は戒告 | | <u>7 7</u> | 国税、地方税その他国又は地方公共団体に対し納付義務が課されている徴収金等を滞納し、再三の督促等にもかかわらず納付しないこと。 | 停職、減給又は戒告 |
| <u>7 6</u> | 無計画な借金等により、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の破産手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の再生手続開始の決定を受けること。 | 戒告 | | <u>7 8</u> | 無計画な借金等により、破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の破産手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の再生手続開始の決定を受けること。 | 戒告 |
| <u>7 7</u> | 飲酒運転を行うこと。 | 免職又は停職 | | <u>7 9</u> | 飲酒運転を行うこと。 | 免職又は停職 |
| <u>7 8</u> | 飲酒運転により、人を死亡させ、人に傷害を負わせ、又は物を損壊すること。 | 免職 | | <u>8 0</u> | 飲酒運転により、人を死亡させ、人に傷害を負わせ、又は物を損壊すること。 | 免職 |

| | | | | | |
|-----|---|-----------|-----|---|-----------|
| 7 9 | 飲酒運転となることを知りながら、飲酒した者が運転する車両に同乗すること。 | 免職、停職又は減給 | 8 1 | 飲酒運転となることを知りながら、飲酒した者が運転する車両に同乗すること。 | 免職、停職又は減給 |
| 8 0 | 前項の場合において、当該飲酒した者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 | 8 2 | 前項の場合において、当該飲酒した者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 |
| 8 1 | 飲酒運転となるおそれがある者に対して車両若しくは酒類を提供し、又は飲酒を勧めること。 | 免職、停職又は減給 | 8 3 | 飲酒運転となるおそれがある者に対して車両若しくは酒類を提供し、又は飲酒を勧めること。 | 免職、停職又は減給 |
| 8 2 | 前項の場合において、当該飲酒運転となるおそれがある者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 | 8 4 | 前項の場合において、当該飲酒運転となるおそれがある者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 |
| 8 3 | 交通事故（飲酒運転によるものを除く。）により、人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること。 | 免職、停職又は減給 | 8 5 | 交通事故（飲酒運転によるものを除く。）により、人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせること。 | 免職、停職又は減給 |
| 8 4 | 前項の場合において、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職又は停職 | 8 6 | 前項の場合において、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職又は停職 |
| 8 5 | 交通事故（飲酒運転によるものを除く。）により、人に傷害を負わせること。 | 減給又は戒告 | 8 7 | 交通事故（飲酒運転によるものを除く。）により、人に傷害を負わせること。 | 減給又は戒告 |
| 8 6 | 前項の場合において、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職、停職又は減給 | 8 8 | 前項の場合において、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職、停職又は減給 |
| 8 7 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（第77項から前項までに係るものを除く。）をすること。 | 停職、減給又は戒告 | 8 9 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（第77項から前項までに係るものを除く。）をすること。 | 停職、減給又は戒告 |

| | | | | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------|-----------|
| <u>8 8</u> | 前項の交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職又は停職 | <u>9 0</u> | 前項の交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ったとき。 | 免職又は停職 |
| <u>8 9</u> | 無免許運転をすること。 | 免職、停職又は減給 | <u>9 1</u> | 無免許運転をすること。 | 免職、停職又は減給 |